

島根県日本型直接支払検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本会は、「島根県日本型直接支払検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の適正な運用及び推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金に関する次に掲げること。
 - ア 実施状況の点検、取組の評価に関すること。
 - イ 市町村の対象農用地の指定の評価に関すること。
 - ウ 知事の定める特認地域と特認基準についての審査及び検討に関すること。
 - エ 棚田地域振興活動加算に取組む場合に設定する定量的な目標についての確認・助言に関すること。
- (2) 多面的機能支払交付金に関する次に掲げること。
 - ア 実施状況の点検、取組の評価に関すること。
 - イ 活動組織に対しての指導・助言に関すること。
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金に関する次に掲げること。
 - ア 実施状況の点検、取組の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、別表の委員により構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

なお、委員の再任は妨げないものとする。

(会 長)

第6条 委員会には会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により決定する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 会議は必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 農林水産部農林水産総務課農山漁村振興室及び産地支援課が事務局を担う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会に諮って決定する。

附則

1. この要綱は、令和2年12月8日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和3年11月1日から施行する。